

# 住宅リフォーム 促進事業を



## ご利用ください

### 対象住宅

自らが所有し、居住している住宅。共同住宅等は専有部分のみ対象（借家、賃貸、売却が目的の住宅は除く）。

### 申し込みの条件

- 次の要件をすべて満たす方
- ◎ 町内に住所を有し、居住されている方
- ◎ 助成対象住宅を所有されている方（同一世帯の方を含む）
- ◎ 国・県・町など、他の制度の補助などを受けていない方
- ◎ 町税や使用料、町の各種融資の償還に滞納がない方
- ◎ 過去にこの事業の助成を受けたことがない方（住宅を含む）

- 次の条件をすべて満たす場合
- ◎ 町内に本社を有する法人か個人の施工業者を利用
- ◎ 対象の工事費が20万円以上
- ◎ 交付決定後に着手し、年度内に完了する工事
- ◎ 公共下水道、農村下水道供用開始区域内の住宅で、未接続のものについては、下水道への接続を含む工事

- 次のいずれかに該当する工事
- ◎ 老朽化、災害等による住宅の修繕・改修・補修の工事
- ◎ 住宅の模様替えのための工事
- ◎ 便所・台所・浴室等の下水道関連工事（ただし、屋外工事は除く）
- ◎ 対象建物への防犯機能の付与および強化のための工事
- ◎ 日野祭を見るための<sup>さしほら</sup>棧敷窓の設置工事、または棧敷窓の設置を伴う板塀工事

### 助成金額

最高10万円  
（対象工事費の10%  
※千円未満切り捨て）

### 交付方法

町が指定する商品券で交付

### 事前申し込み

- 申し込み期間  
4月14日（木）～5月9日（月）

### 申し込み方法

● 申し込み方法  
予定されている住宅リフォームの概要書類（見積書、図面等）・印鑑をご持参の上、商工観光課窓口でお申し込みください。  
※申し込み多数の場合は5月中旬に抽選を行い、決定します。

### 交付申請

事前申し込み後、抽選などの方法により助成金が受けられるようになった場合には、交付申請書を提出していただきます。交付申請書の提出後に、適当と認められた場合には交付決定を行います。

● 交付決定後に着手し、年度内（平成24年3月31日まで）に完了しなければなりません。なお、助成金の増額変更はできませんので、ご了承ください。

### ◆問い合わせ先

商工観光課 商工観光担当  
☎0502 有線08905

「経済活性化対策日野町住宅リフォーム促進事業」を平成23年度も引き続き実施します。これは、町内の建築産業や商業関係への民間需要を呼び起こし、個人消費を促すことで地域経済の活性化を図ることを目的としています。

「お風呂や台所を改造したい」「汚れた壁紙を張り替えたい」「雨漏れする屋根をふき替えたい」など、日野町にお住まいの皆さんが、住宅の修繕・改修・補修工事（住宅リフォーム）などを行う場合に、助成金（商品券）を交付します。